

お客様・お取引先様 各位



詰め合わせ品における一括表示について

当社では、2020年4月1日より完全移行となった新食品表示法に関し、詰め合わせ品における一括表示を以下の方針に則り行うことと致します。

1. 基本方針

個々に一括表示が付された加工食品を詰め合わせて販売する場合、詰め合わせるために使用する箱や外装には、一括表示を付さないことと致します。

※根拠／参考文献

- ①消費者庁作成「食品表示基準 Q&A」（最終改正 令和元年7月1日消食表第148号）
- ②日本生活協同組合連合会作成「食品表示基準に係る疑義照会(1)」（2015年11月1日時点）

2. 想定事例

《ケース①》

当社直営店店頭にて、商品のいくつかを、お客様のお求めに応じて詰め、販売するか、指定の送り先へ配送する場合

《ケース②》

当社カタログやWEBショップに掲載の「詰め合わせ品」を、お客様のご注文に応じて販売・配送する場合

《ケース③》

当社提案の「詰め合わせ品」が、お取引先様発行のカタログやその店頭にて掲載・ご注文がなされ、都度、当社から産地直送や指定倉庫へ配送する場合

⇒個々に一括表示が付された商品の詰め合わせである場合、箱や外装には一括表示は付しません。

3. お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、以下へお願い致します。

株式会社六星
取締役・営業担当
浅野（あさの）
TEL 076-276-5266

以上